

意見書

平成 22 年 1 月 27 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふかた こうじ

代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2009年度）（案）に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案	意見
<p>＜競争セーフガード制度の運用状況に関する検証の必要性＞</p> <p>【考え方3】</p> <p>競争セーフガード制度による検証は、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、これまで公正競争確保の観点から講じてきたセーフガード措置の有効性・適正性を確保し、市場実態を的確に反映したものとすることが必要との観点から行われるものである。</p> <p>このため、本制度による検証に際しては、最近の市場実態や競争状況等を踏まえることが必要であり、ご指摘の観点も参考としつつ、セーフガード措置の有効性・適正性を確保するように取り組むことが必要と考えている。</p> <p>～略～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の検証結果案も含めて、別添資料1の通り、競争セーフガード制度における主な検証事項と検証結果を纏めました。こちらをみて分かる通り、競争事業者各社より今までもNTT東西殿の公正競争要件に関する様々な指摘が行われてきましたが、その検証結果のほとんどが注視すべき事項に留まり、抜本的な対策まで至ることはありませんでした。 しかしながらその一方で、昨年末にはNTT西日本殿、NTT西日本-兵庫殿及びNTT西日本-北陸殿において、他社との接続にて知り得た情報がNTT西日本殿の営業部門にて不適切に利用された件（以下、NTT西日本情報漏えいの件）が発覚しています。このNTT西日本情報漏えいの件は、別添資料2に列記する電気通信事業法や公正競争要件等の存在意義を根幹から揺るがすと共に、事業者間の公正な競争を阻害し競争事業者の存続自体を危うくしかねない極めて重大な問題です。 ・競争セーフガードは、今までも公正競争確保のために一定の成果を挙げてきた有用な制度であります。今回のNTT西日本情報漏えいの件を契機にして、具体的事案に対して公正競争要件の有効性・適正性を事前に確保する必要性に迫られてきている時期でもあると考えますので、以下のような内容を、改善点として導入すべき考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 要請事項に対するNTT東西殿からの報告内容について、実効性の有無等の検証を実施 ➤ 注視すべき事項については、現在まで指摘のあった事案を調査し、今後の検討の道筋や具体的な指標の設定が必要であり、あわせて各研究会や競争評価等とより密接な連携を構築

検証結果案	意見
<p>< 県域等子会社に対する禁止行為規制の適用 ></p> <p>【考え方27】</p> <p>NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件（活用業務認可制度に係るものを含む。）が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。この点について、一昨年度及び昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況についても報告を求めるとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく。</p> <p>なお、本年11月18日に、NTT西日本の子会社であるNTT西日本・兵庫の社員が、他事業者のDSL利用状況等の顧客情報を販売代理店に不適切に提供していた事案が判明したとのNTT西日本による報道発表（以下「NTT西日本報道発表」という。）がなされたことを受け、総務省は、同日、NTT西日本に対し、電気通信事業法第166条第1項等の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告（以下「NTT西日本報告」という。）を求めたところである。当該報告を精査の上、電気通信事業の公正な競争を確保するため適切に対応していくこととする。</p>	<p>・NTT西日本情報漏えいの件について、「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞の開催」（平成22年1月15日 総務省）にて公表された「不利益処分の原因となる事実」では、NTT西日本殿内での顧客管理システム上のアクセス権限の整理等の対応では不十分とし、NTT西日本殿に対して他の事業者等に関する情報の管理体制の改善等を求める業務改善命令が行われる見込みとなっています。</p> <p>しかしながら、本件に関しては、県域等子会社が販売代理店に対して不適切な情報提供を行った行為自体は、事業法第30条第3項第1号の禁止行為には抵触するものではなく制度構築上予定されていなかった事象であると言えると共に、今後も県域等子会社ではNTT西日本殿から業務受託会社として一体的な業務を行い、役員の異動や兼任も行われることを考えれば、NTT西日本殿の自助努力に任せた改善等を命令するだけでは十分とはいえないと考えます。</p> <p>そのため、県域等子会社を禁止行為規制の対象とすることや役員等の異動や兼任を禁止する等の公正競争要件整備の措置もあわせて必要であると考えます。この点については、競争セーフガード制度におけるNTT西日本殿の再意見（平成21年9月8日）においても「現に公正競争上の問題は生じておらず、当社として今後も適切に業務運営等を行っていくことから、県域等子会社に対してNTT東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。」とされており、現に公正競争上の問題が生じたことを踏まえれば、NTT西日本殿も異論はないものと考えます。</p>
<p>< 116窓口における不正なフレッツ営業 ></p> <p>【考え方28】</p> <p>本意見に指摘されている事案について、NTT東西は「116におけるフレッツ光の対応については、お客様からの問い合わせがあった場合に実施しているものであり、公正競争を阻害している事実はない」と主張している。</p> <p>本意見において指摘されている事案に関連して、昨年度の検証に基づき、0</p>	<p>・また、NTT西日本情報漏えいの件は、他事業者との接続で知り得た情報をNTT西日本殿またはその県域等子会社の社員が構造的なファイアウォールなくアクセス可能な環境にあったことが要因のひとつとして、不</p>

検証結果案	意見
<p>9年2月25日、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、改めてその周知・徹底を図ることをNTT東西に対し要請したところである。</p> <p>当該要請を受けて、NTT東西は、116番への加入電話又はINSネット64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行わないよう、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じていると報告しているところであるが、当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法及び電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（以下「共同ガイドライン」という。）に照らし、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触する又は潜脱するおそれがある。</p> <p>このため、昨年度の検証結果に基づく要請を受けて実施しているNTT東西における周知・徹底状を踏まえ、引き続き注視していくとともに、NTT西日本報道発表がなされたことを受けて求めたNTT西日本報告を精査の上、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していくこととする。</p>	<p>適切な情報利用が行われたことが確認されています。それを踏まえれば、116窓口等においても業務上の利用が目的とはいえ、他事業者の接続で知り得た情報を自由に取得できる環境においては、営業面でのファイアウォールに関してどれだけ社員への周知徹底を図っても不適切に利用される可能性が十分にあるものと考えられます。</p> <p>そのため、NTT西日本情報漏えいの件に関する調査及び各措置は、NTT西日本殿やその県域等子会社に限るのではなく、NTT東日本殿や業務委託を受けるその他NTT殿関連会社に対しても、同様に行われる必要があると考えます。</p>
<p><NTTグループ内の役員異動の禁止></p> <p>【考え方42】</p> <p>本意見において指摘されている事案について、NTT東西は「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。このため、「NTTの承継に関する基本方針」（一）（二）を実質的に潜脱する行為となっていないか引き続き注視していく。</p>	
<p><第一種指定電気通信設備の指定要件></p> <p>【考え方5】</p>	<p>現行の第一種指定電気通信設備の指定要件を維持することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p>

検証結果案	意見
<p>～略～</p> <p>したがって、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当である。</p> <p>～略～</p> <p>NTT東西の今回の意見を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することが適当である。</p>	<p>ネガティブリストは、接続事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供することを可能とし、市場の公正競争環境を確保するために必要不可欠なものとなっているので、現行の指定方法は維持していくべきであると考えます。</p> <p>また、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）については、検証結果案にも指摘されている通り、両回線は共通の線路敷設基盤上にて敷設され、ブロードバンド回線として代替性の高い回線であることなどを踏まえれば、引き続き現行の指定方法を維持していくべきであると考えます。</p>
<p><NGN、地域IP網及びひかり電話等のIP通信網の第一種指定設備の指定> 【考え方8】</p> <p>～略～</p> <p>また、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している。これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p> <p>～略～</p> <p>このため、地域IP網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要と考えられる。</p> <p>～略～</p> <p>このため、ひかり電話網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p>	<p>NGN、地域IP網及びひかり電話等のIP通信網を引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが必要であるとする検証結果案に賛成致します。</p> <p>NTT東西殿のサービスについて、FTTH市場シェア74.3%及びOABJ-IP電話市場シェア69.6%といった独占的な状態が進み（平成21年9月末時点）、またネットワークのIP化が急速に進んでいる中で、これらIP通信網との接続は競争事業者がサービス展開をしていく上で必要不可欠であり、引き続き指定電気通信設備の対象とすべきであると考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>＜イーサネット系サービス等のデータ通信網の第一種指定設備の指定＞</p> <p>【考え方10】</p> <p>～略～</p> <p>また、イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできない。</p> <p>以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。</p>	<p>イーサネット系サービス等のデータ通信網について、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>検証結果案においても指摘されている通り、一部のイーサ装置が市場で調達可能であるために、ボトルネック設備で構成されている本ネットワーク全体を指定の対象から除外すべきとすることは、指定対象外とする合理的な理由には当たらないと考えます。</p>
<p>＜加入者光ファイバの第一種指定電気通信設備の指定＞</p> <p>【考え方11】</p> <p>昨年度の検証結果では、NTT東西は、電柱や管路等の線路敷設基盤や、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT東西の光ファイバを利用することが欠かせないことから、加入光ファイバを引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当としたところである。</p> <p>この状況は現時点においても変わりはないことから、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当である。</p> <p>～略～</p>	<p>加入者光ファイバについて引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>NTT東西殿のFTTH市場シェアが74.3%と独占的な状態である中で、FTTH市場の公正競争環境を確保する上で、競争事業者による加入者光ファイバを用いたアクセスサービスの重要性はますます高まるばかりであり、加入者光ファイバは引き続き第一種指定電気通信設備指定が必要であると考えます。</p>
<p>＜メディアコンバータ等の局内装置や局内光ファイバの第一種指定電気通信設備の指定＞</p> <p>【考え方12】</p> <p>～略～</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。</p>	<p>メディアコンバータ等の局内装置や局内光ファイバについて、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>検証結果案でも指摘されている通り、局内装置や局内光ファイバについては、加入者光ファイバと一体となって設置・機能するものであり、加入者光ファイバのボトルネック性との関係を踏まえれば、引き続き第一種指定電気通信設備として指定されることが必要であると考えます。</p>
<p>＜WDM装置の第一種指定電気通信設備の指定＞</p>	<p>WDM装置について引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが</p>

検証結果案	意見
<p>【考え方15】</p> <p>WDM装置については、中継ダークファイバと一体として設置・機能するものであることから、装置類の市場調達性のみから判断するのではなく、中継ダークファイバのボトルネック性と含めて検討することが必要である。</p> <p>また、接続ルール答申においても、接続料や接続条件などの貸出しルールの整備を行うことが適当との考え方が示されたことを踏まえると、WDM装置を指定の対象外とすることは適当ではない。</p>	<p>適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>検証結果案でも指摘されている通り、先般の接続ルール答申において波長単位の貸出ルールを整備することが適当とされ、昨年12月15日には本件に関する接続料規則の改正が答申されているところです。このような状況を踏まえれば引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要であると考えます。</p>
<p>＜ルーティング伝送機能（収容局接続機能・中継局接続機能）やイーサネットフレーム伝送機能等のアンバンドル＞</p> <p>【考え方16】</p> <p>～略～</p> <p>この状況に現時点で特段の変化もないことから、収容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>～略～</p> <p>このため、中継局接続に係る機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である</p> <p>～略～</p> <p>この状況に現時点で特段の変化もないことから、イーサネットサービスに係る機能（イーサネット接続機能）については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>～略～</p> <p>光信号伝送装置（OLT）等局内装置のアンバンドルについては、今後も拡大が予想されるFTTHサービスの提供に必要な装置であるため、競争事業者による利用実績のない装置について、その理由が具体的な接続要望等の不存在的なものかどうか将来的に判断する必要があることに留意しつつ、現時点で</p>	<p>ルーティング伝送機能（収容局接続機能・中継局接続機能）やイーサネットフレーム伝送機能等について、引き続きアンバンドル対象とすることが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>これら機能については、ネットワークのIP化が進む中で、その需要がさらに高まっていくものと想定されることから、引き続きアンバンドル機能の対象とすることが必要であると考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>は引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>	
<p>＜I P 電話サービスに係る機能のアンバンドル＞ 【考え方20】 ～略～ 引き続き、I P 電話サービスに係る機能をアンバンドルの対象とすることが必要と考えられる。 ～略～</p>	<p>IP 電話サービスに係る機能を引き続きアンバンドルの対象とすることが適当とする検証結果案に賛成致します。</p> <p>NTT 東西殿による 0ABJ-IP 電話市場シェアは 69%を有しており、NTT 東西殿による加入電話からのマイグレーションを進める販売行為がとられていること、かつ接続事業者にとって当該機能との接続は必要不可欠なものであり、引き続きアンバンドルの対象とすることが必要であると考えます。</p>
<p>＜第二種指定制度の閾値＞ 【考え方22】 接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値（25%）については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p>	<p>・すでにモバイル市場は 1 億件以上の契約数を有し、固定市場に替わって日本の通信市場の中心的存在に定着しており、またブロードバンド化の進展によって通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場といった周辺市場への影響力も拡大している状況となります。</p> <p>このようなモバイル市場において、50%以上のシェアを現に有し、日本の通信市場全体に対しても強大な市場支配力をもつ第二種指定事業者がすでに存在し市場支配力を有していると「電気通信事業分野における競争状況の評価 2008」（以下、競争評価）でも検証されていることから、その市場支配力に着目した第二種指定制度の抜本的な見直しが行われる必要があると考えます。</p>
<p>＜第二種指定制度の接続約款認可制導入＞ 【考え方26】 接続ルール答申で示されたとおり、一種指定制度と二種指定制度では規制根拠が異なり、二種指定制度において接続約款の許可制等が採用されていないことは、現時点では許容されるべき規制内容の差異と考えられる。</p> <p>なお、接続ルール答申で示されたとおり、二種指定ガイドラインに基づく接続料算定は、2010年度接続料から行うことが適当（ただし、接続料の算定根拠については、可能な限り2009年度接続料の届出の際から添付することが適当）であり、二種指定事業者以外の事業者についても、検証可能性に留意した上で積極的な対応が求められる。</p>	<p>・したがって、考え方にある第二種指定事業者の指定の閾値については、シェアの水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法も選択可能であると考えられます。また、その規制内容についても、第一種指定制度と同等に、接続約款の認可制や接続会計の導入などが必要であると考えます。</p> <p>・（考え方 26 における）二種指定ガイドラインに基づき、接続料算定を行</p>

検証結果案	意見
	<p>うことは適当とする検証結果案に賛成致します。本ガイドラインによって、従来低廉化が進まなかったモバイル接続料について、その算定方法の適正性・透明性の向上が図られ、携帯-携帯、並びに携帯-固定事業者間の公平性が確保されることを期待致します。なお、この取組みは、接続料金の低廉化を進め、既存の大手携帯電話事業者の利用者料金だけでなく、他社の利用者料金の低廉化に繋がるものであり、本ガイドラインの果たす役割は大きいものと考えます。</p>
<p><第二種指定制度のアンバンドルの導入> 【考え方23】 接続ルール答申で示されたとおり、従来のような事業者間協議・事後的な紛争処理にすべてを委ねることは現実的でないとの意見や、一定の規制がないと、事業者間協議も有効に機能しないとの意見が示されていること等を踏まえ、二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要である。 ～略～ 以上を踏まえ、総務省は、接続ルール答申を受け、本年度中に二種指定ガイドラインを策定し、二種指定ガイドラインを策定するに当たっては、次の点について検討することとする。 ～略～</p>	<p>検証結果案にて指摘されている通り、二種指定ガイドラインを策定しアンバンドルに係る仕組みを設けることは適当であると考えます。 今後も見込まれる通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場といったモバイル周辺市場の成長を踏まえれば、現在、事業者間協議に全てを委ねられている第二種指定設備のアンバンドルについて、ガイドラインを策定し一定のルールを明確にすることは、非常に有意義な取組であると考えます。</p>
<p><NTTグループによる上位レイヤーへのレバレッジ> 【考え方29】 本意見については、「コンテンツプロバイダに対する不当な規律・干渉」等に該当する事案を具体的に指摘したものではないが、NTT東西又はNTTドコモが「コンテンツプロバイダに対する不当な規律・干渉」を行っていると思</p>	<p>NTT東西殿及びNTTドコモ殿とコンテンツプロバイダとの関係について引き続き注視していくとする検証結果案に賛成致します。この点に関しては、競争評価においても、NTT系ISPの市場シェアの上昇傾向を受けて、「ブロードバンド市場からISP市場へのレバレッジによる影響について、注視が必要」と指摘されているところです。</p>

検証結果案	意見
<p>められる場合には電気通信事業法第30条第3項第3号及び共同ガイドラインに抵触するおそれがあることから、NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダとの関係について引き続き注視していく。</p> <p>～略～</p>	<p>したがって、NTTグループによる上位レイヤーへのレバレッジを注視するにあたっては、競争評価等を通じて具体的に評価や検証を行うことがまず必要であると考えます。</p>
<p><NTTドコモとNTT東西のFMC連携></p> <p>【考え方30】</p> <p>～略～</p> <p>NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供については、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たっては、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」（2）に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく。</p>	<p>NTT東西殿又はNTTドコモ殿によるFMCサービスの提供について引き続き注視していくとする検証結果案に賛成致します。</p> <p>NTTドコモ殿においてはホームUだけでなく、マイエリアサービスにおいてもその対応ブロードバンド回線は現状NTT東西殿サービスに限られており、こちらについても、他事業者との接続に関して排他的な対応がなされていないか注視が必要と考えます。</p>
<p><活用業務認可制度の形骸化></p> <p>【考え方49】</p> <p>NTT法第2条第5項の規定に基づき、総務大臣は、NTT東西による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、NTT東西が活用業務を営むことについて認可しなければならないとされている。総務省としては、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに従い、NTT東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを厳格に審査した上で、認可に係る判断を行うものである。</p> <p>なお、99年のNTT再編成は、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離することにより、公</p>	<p>弊社前回意見の通り、活用業務認可制度形骸化の本質的な問題は、現行の持株会社体制では、本制度の本来の趣旨である通信市場の競争活性化を目的としたNTTグループ各社間のヤードスティック競争及び相互参入による直接競争の促進が実現できない点にあります。</p> <p>また別添資料2のとおり、NTT西日本情報漏えいの件は認可条件にまさに抵触する事例であり、「NTT東西による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、NTT東西が活用業務を営むことについて認可しなければならない」とする本制度の前提そのものがすでに守られていない状況にあります。したがって、検証結果案のように活用業務の認可条件の遵守状況を単に注視していくだけでは解決はできないものと考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>正な競争を確保する等の趣旨で実施されたものである。活用業務制度においては、このNTT再編成の趣旨が没却されることがないように、電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることを認可の要件としているものである。</p> <p>なお、「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」等に係る認可に際しては、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに基づき、2度の意見招請を踏まえて審査を行い、「NTT東日本及びNTT西日本の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る認可方針」を策定し、NTT東西の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」を着実に履行すること及び8項目の認可条件を条件として付して認可することとしたものである。</p> <p>総務省においては、NTT東西による当該措置の運用状況及び当該条件の遵守の状況について注視していく。</p>	<p>そのため「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の場等において、1999年NTT再編以降の通信市場における本制度も含めた競争政策や現状を検証したうえで、今後の通信政策及びNTT組織の在り方を検討していく必要があると考えます。</p>
<p><NTTブランド力と公正競争の関係></p> <p>【考え方46】</p> <p>「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」（07年7月総務省公表）においては、戦略的評価として「隣接市場間の相互関係に関する分析」を行ったところであるが、この中において、以下のように分析を行っているところであり、総務省としては、NTTのブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく考えである。</p> <p>～略～</p> <p>「NTT東日本-〇〇」等の県域等子会社の社名については法制上特段の制約はないものの、NTT東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTのブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく、との検証結果案に賛成致します。 ・しかしながら、その一方で2006年度の競争評価における戦略的評価以降は、注視する上での指標のひとつとなるブランド力の評価は行われておりません。このような評価を定期的に行い、実績を積み重ねていかなければ、本検証結果については実効性の伴わないものになる懸念があると考えます。

検証項目	主な検証事項 (「競争セーフガード制度に基づく検証結果」より)	2007年度		2008年度		2009年度	
		検証結果 (下線:総務省殿から要請が行われた事項)	NTT東西殿からの報告内容	検証結果 (下線:総務省殿から要請が行われた事項)	NTT東西殿からの報告内容	検証結果 (下線:総務省殿から要請が行われた事項)	
第一種指定電気通信設備	指定要件	端末系伝送路設備種別の区別	引き続き維持	引き続き維持	引き続き維持	引き続き維持	
		ネガティブリスト方式の採用	-	-	引き続き維持	引き続き維持	
	指定対象	地域IP網、NGN、ひかり電話、加入DF等	引き続き維持	-	引き続き維持	-	
		イーサネット系のデータ通信網	-	-	-	引き続き維持	
	アンバンドル機能	NGNプラットフォーム機能	-	-	接続ルールの在り方※1にて検討	引き続き注視	
		きせん点~利用者宅区間のドライカッパ料金	-	-	接続ルールの在り方※1にて検討	-	
第二種指定電気通信設備	イーサネットサービスに係る機能	-	-	-	引き続き維持		
	接続料等に関する規制	-	-	接続ルールの在り方※1にて検討	-		
禁止行為規制、NTT等に係る公正競争要件、その他	二種事業者の指定要件	-	-	-	引き続き維持		
	上位レイヤー設備の指定	-	-	-	二種指定ガイドラインの策定		
禁止行為規制、NTT等に係る公正競争要件、その他	NTT東西の県域等子会社への禁止行為規制の適用	-	NTT東西に県域等子会社との役員兼任状況報告の要請	(内容非公開)	NTT東西に県域等子会社との役員兼任状況報告の要請	(内容非公開)	
	接続の業務に関して知り得た情報の自社営業利用	-	NTT東西に当該情報の目的外利用の防止等について周知徹底と状況報告の要請	再周知実施	引き続き注視	-	
	ドコモショップのNTTグループ他社商品の取り扱い	引き続き注視	-	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	家電量販店におけるNTT東西のOCNへの優先的な取り扱い	引き続き注視	-	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	OCNwithフレッツとNTTドコモ携帯電話の同時加入に対する高額ポイントについて、関連事業者のサービスを排他的に組合せた割引サービス	-	-	引き続き注視	-	-	
	NTT東西のOCNへの優先的な取り扱い	-	NTT東西にOCNと他ISPの取扱いについて同等性を確保するよう要請	再周知実施	-	引き続き注視	
	NTTファイナンス「おまとめキャッシュバック」におけるグループ各社の優先的な取り扱い	引き続き注視	-	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	NTTグループ法人営業の集約によるNTT東西とNTTコムとの共同営業	引き続き注視	-	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	NTT東西の加入電話の移行を根拠にしたひかり電話の営業	引き続き注視	-	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	
	NTT東西「プロバイダバック」の対象ISPにおける不当な優先的な取り扱い	引き続き注視	-	-	-	-	
	NTTグループのブランド使用に関するルール整備	引き続き注視	-	引き続き注視	-	-	
	県域等子会社におけるNTTドコモ商品・サービスの販売	-	-	NTT東西に、県域等子会社におけるNTT東西・ドコモからの受託業務に係る情報の目的外利用の禁止等について周知徹底と状況報告の要請	再周知実施	-	-
		-	-	NTT東西に、県域等子会社におけるNTT東西・ドコモからの受託業務について会計整理の要請	実施済み	-	-
	NTTドコモ等に係るポータルサービス利用条件の公正性の在り方	引き続き注視	-	-	-	-	
	NTT東西コラボレーション等利用に手続における同等性の確保	引き続き注視	-	-	-	-	
	NTTドコモ等に対するNTT東西の特定関係事業者の指定	検証の積み重ねを踏まえあらためて検討	-	-	検証の積み重ねを踏まえあらためて検討	-	
	NTT東西の活用業務と既存業務の会計分離	「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書の提言を受けた会計制度の見直し	-	-	-	-	
	NTT116窓口におけるフレッツ光サービス営業	-	-	NTT東西に公正競争要件に則した営業活動を行うよう周知徹底と状況報告の要請	再周知実施	引き続き注視	
	NTT東のフレッツテレビによる放送事業参入	-	-	NTT東に放送サービスの提供主体が他社であることと広告に明記すること等の周知徹底と状況報告の要請	再周知実施	引き続き注視	
	NTT東西、NTTドコモによるFMCIにおける排他的な業務等	-	-	引き続き注視	-	-	
	ドライカッパ工事の公平性の確保	-	-	引き続き注視	-	-	
	NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへの不当な行使	-	-	引き続き注視	-	引き続き注視	
	NTT西の加入電話の顧客情報を利用した営業活動	-	-	引き続き注視	-	-	
	IPv6マルチプレフィックス問題解消協議への注視	-	-	引き続き注視	-	-	
	NTTグループ内の役員等の人事異動の禁止	-	-	引き続き注視	-	引き続き注視	
	NGNに係る活用業務認可に関する公正競争要件の強化	-	-	引き続き注視	-	-	
	活用業務の形骸化	-	-	-	-	引き続き注視	
	NTT西「光ぐつと割引」における競争阻害的な料金設定	-	-	引き続き注視	-	引き続き注視	
NTT東西による機内光ファイバの無償提供	-	-	引き続き注視	-	引き続き注視		
NTTコムのNTT再編成時に取得した加入者情報を利用したアウトバンド営業	-	-	接続ルールの在り方※1にて検討	-	-		
						引き続き注視	

※1:総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」

※2:2009年11月18日に、NTT西日本殿の子会社であるNTT西日本-兵庫殿の社員が、他事業者のDSL利用状況等の顧客情報を販売代理店に不適切に提供していたとNTT西日本殿による報道発表

NTT西日本情報漏えいの件について、抵触もしくは違反のおそれがある電気通信事業法、接続約款及び公正競争要件の内容は以下の通り

内容		NTT西日本-兵庫における情報漏えい	NTT西日本-北陸における情報漏えい
電気通信事業法	<p>■第29条(業務の改善命令)第1項第12号 十二 前各号に掲げるもののほか、<u>電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。</u></p>	×	×
	<p>■第30条(禁止行為等)第3項第1号 一 <u>他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</u></p>	×	—
接続約款	<p>■第47条(守秘義務) 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密に厳守し、これを目的外にしないこととします。</p>	×	×
東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン	<p>■東・西NTTが活用業務を営むために講ずべき措置 ～公正競争を確保するための7つのパラメータ～ 4.営業面でのファイアーウォール</p>	×	×
活用業務認可	<p>■次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定(平成20年2月) ■次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定(平成20年2月) ■イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定(平成20年2月) ■戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定(平成17年1月) ■集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定(平成16年7月) 【営業面のファイアーウォールに対するNTT東西殿による措置】 従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。 ① <u>本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。</u> ～略～ 【認可条件】 ～略～ 加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと ～略～</p>	×	×

×・・・抵触もしくは違反のおそれがある